

グローバル・ガバナンス学会
第 12 回研究大会

報告要旨集

主催：グローバル・ガバナンス学会
共催：神戸大学国際文化学研究推進センター

* 参加費について

- ・ 参加費無料です。
- ・ すべてのセッションを非会員の方にも公開いたします。 s

* 会費未納の方へのお知らせ

- ・ 下記口座に年会費をお振込みください。
【年会費】 一般会員: 5000 円 学生会員: 2500 円

ゆうちょ銀行

記号・番号：00800-1-188924（記号：00800 口座番号：188924）

口座名：グローバル・ガバナンス学会

ゆうちょダイレクトや他行から入金の際は以下の情報をご利用ください。

支店名：〇八九（ゼロ・ハチ・キュウ）

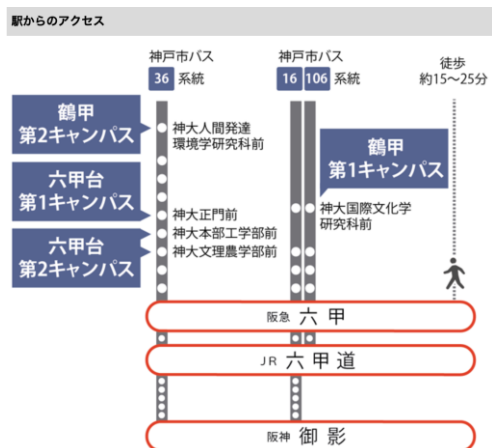
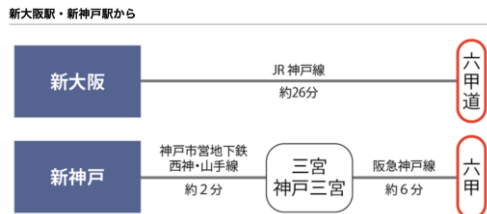
口座種目：当座

口座番号：188924

- ・ 研究大会・受付でも年会費の納入が可能です。

* アクセス

- ・会場は神戸大学鶴甲第1キャンパスになります。



鶴甲第 1 キャンパス・マップ



地図 18 番（大学教育推進機構・F 棟）と **23 番**（国際文化化学研究科・E 棟）が研究大会および理事会の会場となります。

ランチタイム懇親会会場は**地図 24 番**（A 棟・総合国際文化化学図書館・ラーニングコモンズ、キャリアセンター）になります。

教室は次の通りになります。

地図 18 番 F101・F102：部会 1～6

地図 23 番 E401：共通論題、部会 7、総会

E410：理事会

地図 24 番 A403：ポスターセッション、ランチタイム懇親会

グローバル・ガバナンス学会 第12回研究大会のご案内

この度は神戸大学のほうでお世話になることになりました。大会準備に際しては存外に多くの方々の報告希望があり、またテーマも多岐にわたり、企画委員会ははじめ関係された皆様のご尽力により、充実した内容になっていると確信いたします。

今回はBBMで広い意味でのグローバルガバナンス研究・教育をめぐる現場での議論を行う企画を設けました。若手研究者の研究環境と教育の在り方について原点に戻って積極的な議論ができることと思います。若い研究者の育成を一つの大きな課題として掲げている本学会の重要な企画です。奮ってご参加ください。

また新機軸としてポスターセッションを設けました。これについても第一回目であるにもかかわらず、予想を超える数の応募がありました。高校生にも関心を持っていただきました。これまでの学会奨励賞に加えて、新しい賞を考えています。今後ともこのような広い対象を含む企画が多くの方々の関心を持たれるように心から期待する次第です。

共通論題は「グローバル・ガバナンス最前線—グローバル・ガバナンスとパワーポリティックスの再考」です。冷戦終結以後のグローバル・ガバナンス論の隆盛とその後の国際情勢の変容、とくに中国の台頭によるパワー・トランジションと呼ばれる国際事情の変化の中でグローバル・ガバナンスをめぐる議論も次の段階を迎えようとしているように思われます。今回は理論とケースの両方のアプローチから新しい潮流について考えてみたいと思います。

各セッションでは、それぞれの領域で第一線で活躍される方々にご登壇いただきます。充実した内容の議論が期待できることと存じます。

本学会の活動も少しずつ理解が広がっており、会員数も増えています。ひとりでも多くの皆さんに参加いただけますよう、またご関心のある向きにもお声をかけていただきますよう心から念じております。

グローバル・ガバナンス学会会長
渡 邊 啓 貴

5月11日（土）

午前の部会セッション（10:00-11:30）

部会1 自由論題1

会場 F101 教室

- ・ 司会：玉井雅隆（東北公益文科大学）
- ・ 報告：戸所弘光（慶應義塾大学・院）
「国際海底ケーブルの運営秩序の形成」
- ・ 討論：山本達也（清泉女子大学）
- ・ 報告：清嶋友喜（立命館大学・院）
「紛争下の内政問題」の米国内での主要争点化とエスニック・ネットワーク
ーコソボ解放軍(KLA)と米国内アルバニア系団体の連携に着目して」
- ・ 討論：玉井雅隆（東北公益文科大学）

部会2 自由論題2

会場 F102 教室

- ・ 司会：武田健（東海大学）
- ・ 報告：藤木剛康（和歌山大学）
「マーシャル・プランと一帯一路：アクターとガバナンスの観点から」
- ・ 討論：武田健（東海大学）
- ・ 報告：井原伸浩（名古屋大学）
「福田ドクトリン第一原則の再検討」
- ・ 討論：若月秀和（北海学園大学）

ランチタイム（11:40-13:20）

ポスターセッション（コアタイム 11:40-12:40、閲覧 10:00-15:40）

会場 A403

- ・ 宇野原将貴（神戸大学大学院国際文化科学研究科博士課程後期課程 2 年）
「EU 国境管理ガバナンスと危機への適応ー欧州難民危機と FRONTEX」
- ・ 尾形歌穂・木村幸人・氏居綾香（秋田大学・国際資源学部国際資源研究科資源政策コース 4 年・3 年）
「フランスの再公営化からみる持続可能な水道事業ガバナンスー共有財としての水資源」
- ・ THIAM, Moustapha.（立命館大学大学院政策科学研究科修士課程 2 年）
“The Role of Civil Society in the Process of Democratization in Senegal”
- ・ 富田健司（九州大学大学院地球社会統合科学府地球社会統合科学専攻博士後期課程 1 年）
“From Single Issue Party to “Democracy in One Country” alternative – UKIP’s “Evolution”
under Nigel Farage”
- ・ 福原玲於菰・井手之上健太・横山友輝（宇都宮大学国際学部国際学科 3 年）
「文民の保護の規範性に関する考察ーMONUSCO における遵守ギャップに着目して」
- ・ 山口優人（筑波大学大学院人文社会科学部国際公共政策専攻博士前期課程 2 年）
「テロリズム研究批判ー「新しいテロリズム」論を事例として」

BBM 教室の中の若手研究者—大学教育の現場の課題をめぐる対話（11:40-13:20）

会 場 E401 教室

- ・ 総合司会 : 松村史紀（宇都宮大学）
- ・ パネリスト：秋山肇（立命館大学・講師）
中山裕美（東京外国語大学・講師）
三牧聖子（高崎経済大学・准教授）
吉沢晃（同志社大学・助教）

午後の部会セッション（13:30-15:30）

部会 3 東アジアの安全保障ガバナンス—沖縄、日米安保、「歴史認識」からの考察

会 場 F101 教室

- ・ 司会：菅英輝（京都外国語大学）
- ・ 報告：野添文彬（沖縄国際大学）
「沖縄の基地問題から見た東アジア国際秩序—歴史的考察」
- ・ 報告：山本章子（琉球大学）
「朝鮮有事をめぐる日本の日米安保上の関心—歴史的視点から」
- ・ 報告：鄭敬娥（大分大学）
「「正しい歴史」をめぐる日韓対立とその共有可能性の模索
—歴史問題の「グローバル化」と東アジア秩序」
- ・ 討論：三牧聖子（高崎経済大学）
- ・ 討論：菅英輝（京都外国語大学）

部会 4 グローバル・ガバナンスに挑むアフリカ諸国の課題と展望

会 場 F102 教室

- ・ 司会：庄司真理子（敬愛大学）
- ・ 報告：藤井広重（宇都宮大学）
「国際刑事裁判所への協力をめぐるケニアの試み」
- ・ 報告：小林綾子（上智大学）
「平和構築 2.0 時代における政治力学：紛争当事者の国際・国内関係」
- ・ 報告：中村長史（東京大学）
「世界の警察官なき時代の紛争対応—秩序をつくるアフリカの可能性」
- ・ 討論：遠藤貢（東京大学）

理事会 15:40-16:00 会 場 E410

総 会 16:00-16:30 会 場 E401

**共通論題 1 (16:30-18:30) グローバルガバナンス最前線—グローバル・ガバナンスとパワー・
ポリティックスの再考：拡大する安全保障化の領域**

会場：E401 教室

- ・ 司会：渡邊啓貴（帝京大学）
- ・ 報告：山田哲也（南山大学）
「国際法・国際機構論からみたグローバル・ガバナンス論：安全保障分野を中心に」
- ・ 報告：青野利彦（一橋大学）
「同盟とグローバル・ガバナンス：冷戦期と冷戦後の NATO を事例として」
- ・ 報告：岡部みどり（上智大学）
「人の国際移動をめぐるガバナンス：多層性の再検討」
- ・ 討論：坂井一成（神戸大学）
- ・ 討論：渡邊啓貴（帝京大学）

5 月 12 日（日）

午前の部会セッション（10:00-12:00）

部会 5 海洋ガバナンスの現在

会場：F101 教室

- ・ 司会：土屋大洋（慶應義塾大学）
- ・ 報告：飯田将史（防衛研究所）
「中国の海洋戦略とその海洋ガバナンスへの影響」
- ・ 報告：小林正英（尚美学園大学）
「海洋ガバナンス—EU 海洋安全保障」
- ・ 報告：樋口恵佳（東北公益文科大学）
「国連の海洋ガバナンスに関する政策目標が国際海洋法の発展に与える影響について
—国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）における協定作成の議論を参考として」
- ・ 討論：瀬田真（横浜市立大学）

部会 6 核不拡散ガバナンスの現在

会場：F102 教室

- ・ 司会：大矢根聡（同志社大学）
- ・ 報告：中戸祐夫（立命館大学）
「北朝鮮の核戦略と朝鮮半島の非核化」
- ・ 報告：戸崎洋史（日本国際問題研究所）
「核軍備管理・不拡散アーキテクチャの変容と課題」
- ・ 報告：足立研幾（立命館大学）
「核不拡散ガバナンスの行方—規範の観点から」
- ・ 討論：西田竜也（東海大学）

ランチタイム懇親会（12:10-13:50）

会場：A403 教室

* 研究大会参加の事前登録の際に受け付けておりますが、当日、研究大会の受付でもお申し込みいただけます。皆さまの積極的な参加をお待ち申し上げます。

午後の部会セッション（14:00-15:50）

部会 7 権威主義体制国家による「国際協力」とグローバル秩序の揺らぎ

——アジア・中東・アフリカの事例から

会場：E401

- ・ 司会：宮下大夢（早稲田大学）
- ・ 報告：小林周（日本エネルギー経済研究所）
「中東諸国のアフリカにおける「国際協力」と変化する地域安全保障
—「カタール危機」以降の動向に焦点を当てて」
- ・ 報告：栗田真広（防衛研究所）
「権威主義体制国家による国際協力の含意と限界
—中国・パキスタン経済回廊をケースとして」
- ・ 報告：山崎周（青山学院大学）
「中国の特色あるリベラルな国際秩序？
—中国による「人権」外交から見る国際協力への含意」
- ・ 報告：本多倫彬（キャノングローバル戦略研究所）
「変わりゆく国際協力からみる国際秩序」
- ・ 討論：中内政貴（大阪大学）

共通論題 2（16:00-18:00）グローバル・ガバナンス最前線—グローバル・ガバナンスとパワー・ポリティックスの再考：ガバナンス論の多様化

会場：E401 教室

- ・ 司会：菅英輝（京都外国語大学）
- ・ 報告：大矢根聡（同志社大学）
「『理論の終焉』期のグローバル・ガバナンス分析：理論的文脈と歴史的な文脈からの再考」
- ・ 報告：松村尚子（神戸大学）
「貿易とグローバル・ガバナンス：WTO 仲裁と世論」
- ・ 報告：秋山信将（一橋大学）
「核とグローバル・ガバナンス：核『による』ガバナンスと核『の』ガバナンス」
- ・ 討論：太田宏（早稲田大学）

部会 1 自由論題 1

国際海底ケーブルの運営秩序の形成

戸所弘光（慶應義塾大学・院）

海底ケーブルは大陸間国際通信の約 99%を担い、インターネットをはじめとする通信サービスはこの海底ケーブルを介して提供されている。1 本で担うことのできる通信量も、伝送技術の進歩により、数十 Tbps（テラビット毎秒）という莫大な量となっており、今日の情報通信を影で支える重要な社会インフラである。

1866 年に初めて大西洋横断（電信）ケーブルの持続的運用が成功してから、その重要性に鑑み、ケーブル保護を国際間で取り決めようという試みがなされ、1884 年に海底ケーブル保護条約（International Convention for Protection of Submarine Cables, 1884）が結ばれた。これは、加盟国間であれば、領海外についても効力が及ぶとした画期的な条約であるが、加盟国は日本を含む 40 か国にとどまっている。海底ケーブル保護についての一部の規定は、1958 年の公海条約、大陸棚条約、1982 年の国連海洋法条約に引き継がれたが全てではない。一方、それぞれの海域における海底ケーブル敷設の権利に関しては明文化された。

では、敷設の自由のもとで、海底ケーブルは民間企業（現在ほとんどの海底ケーブルは民間企業の集合体による建設である）が無秩序に敷設してよいものなのか。時に他のケーブルと平行し、時に既に敷設されたケーブルに対し交差せざるを得ない場合もある。また、他の海底面利用者との調整も出てくる。

その海底ケーブルの敷設・保護の基本的ルールを 17 の勧告にまとめているのが、ICPC(国際ケーブル保護委員会)である。ICPC は 1957 年に創立され、現在 60 か国以上、約 170 団体が参加している海底ケーブルの業界団体である。

本報告では、ICPC がこれまで海底ケーブル秩序に果たしてきた役割、勧告の実地への応用を、グローバルガバナンスの実践例の一つと捉えて報告するとともに、今後必要となる課題について触れてみたい。

部会 1 自由論題 1

「紛争下の内政問題」の米国内での主要争点化とエスニック・ネットワーク
ーコソボ解放軍(KLA)と米国内アルバニア系団体の連携に着目してー

清嶋友喜（立命館大学・院）

本報告では、紛争当事国の内政問題が米国内で主要な争点として浮上する要因を探り、その過程における非国家主体(非武装・武装)、国家、国際組織の相互作用を明らかにする。これまで、争点化に関する議論では、規範起業家としての非国家主体の役割に着目し、それらが国家の政策決定に如何なる影響を及ぼすかという点について、関心が注がれてきた。この「非武装の」非国家主体の規範形成能力に着目した、ケック及びシキンク(1998)による「トランスナショナル・アドボカシー・ネットワーク(Trans-national Advocacy Network: TAN)」の研究は、越境横断的な非国家主体間のネットワークによる国家内での争点化に向けた活動を「ブーメラン・パターン」として定式化することで、国際的な現象における非国家主体の役割を浮き彫りにした。しかしながら、激しく大国間の利害が絡み合う地域紛争において、そこでの内政問題を主要な争点として浮かび上がらせ、国家に行動を促すことは容易ではない。本報告では、コソボ紛争を事例に、紛争当事国の内政問題が米国において争点として浮上する要因について考察する。特に、人道問題およびテロ組織か否かをめぐる問題について論じる。米国は当初、コソボ紛争の一方のアクターであるコソボ解放軍(KLA)について、テロ組織であると指摘しつつ、新ユーゴスラビアの領土保全を維持することを対ユーゴ政策の基本に据えていた。しかしながら、1998年6月を境に、KLAを政治的交渉相手とみなし始め、1999年3月には「人道的な介入」へと移ってゆく。なぜ、米国はKLAに対する認識を「テロ組織」から「政治的交渉相手」へと転換させたのか。本報告では、武装非国家主体であるKLAと米国内アルバニア系エスニック団体によるトランスナショナル・ネットワークの役割に着目する。分析に武装非国家主体を組み込むことで、情報や知識など、概念的要素に基づく非武装の非国家主体による活動では把握出来ない争点化の問題を捉える分析枠組みを提示する。

部会 2 自由論題 2

マーシャル・プランと一帯一路：アクターとガバナンスの観点から

藤木剛康（和歌山大学）

中国の一帯一路は中国中心の国際秩序の構築をめざす構想として、アメリカ主導の自由主義的国際秩序の出発点となったマーシャル・プランとしばしば比較される。しかし、一帯一路には極めて多様なプロジェクトが含まれ、何をもって一帯一路であるのか、それらの様々な取り組みによって中国が何をめざしているのか、外部からはわかりにくい。このため、多くの議論では、参加国数や資金額などのごく一般的な特徴についての比較、あるいはアメリカと中国それぞれの「意図」や、多国間制度か二国間交渉かという政策アプローチの比較にとどまっている。そこで、本報告ではこれら 2 つの構想を秩序形成の論理、すなわち、アクターと、それらアクターによって構成されるガバナンスという視点から比較する。

アメリカ主導の自由主義的国際秩序の構成原理を多国間主義だとするアイケンベリーやラギーの議論によれば、多国間秩序とは、自己の利益を短期的に追求する合理的アクター間の合意によって、全てのアクターに適用されるルールが形成される「ルールに基づくガバナンス」である。これに対し、中国学派の国際関係論の代表的な論者である秦亚青は、中国の伝統的な秩序とは、アクター間の長期的な関係を重視する関係的アクターが交渉や相互信頼によって形成する「関係的ガバナンス」であるとした。

以上の議論を踏まえ、本報告では、第 1 に、マーシャル・プランと一帯一路の概要を検討し、第 2 に、ルールに基づくガバナンスと関係的ガバナンスの 2 つの秩序形成の論理を比較する。第 3 に、これら 2 つの秩序形成の論理がマーシャル・プランと一帯一路のそれぞれにどの程度適用しうるのかを分析する。今日、米中間では地政学的対立が深まっており、インド太平洋地域を舞台にアメリカのインド太平洋戦略と、中国の一帯一路とが地域での影響力を競っている。最後に、こうした地政学的対立を 2 つのガバナンスの競争だとみた場合、それぞれにどのようなメリット・デメリットがあり、どのような競争結果が論理的に想定しうるのか、可能な範囲でコメントしたい。

部会 2 自由論題 2

福田ドクトリン第一原則の再検討

井原伸浩（名古屋大学）

1977年に福田赳夫首相が東南アジア歴訪時に発表した福田ドクトリンは、その第一原則で、日本が軍事大国にならないことを謳っている。この点に関し、自主憲法の策定を主張し、自民党内でも「タカ派」とみなされていた福田が、憲法9条に即した「ハト派」的原則を打ち出したことに違和感を持つ研究者は少なくない。しかも、戦後日本社会の強い反戦感情や憲法9条等に鑑みて、多くの日本人にとって当然の内容かつ目新しさもないこの原則を、福田はなぜ、わざわざ発信したのだろうか。

本報告は、福田の外交理念を手掛かりに、こうした問いに答えるものである。これについて先行研究には、福田が1972年に発表した『平和大国の設計』等を引用しつつ第一原則の趣旨を論じるものもある。しかし、福田の外交理念は、それ以前の佐藤政権による外交政策からも強い影響を受けているし、同政権の外務大臣や大蔵大臣として福田が培った外交経験にも基づいているにもかかわらず、この点が先行研究では詳細に検討されていない。そこで本報告は、佐藤政権以前にまで遡り、福田がいかなる理念をいかに形成したかを検討したうえで、第一原則を発信した福田の意図を探るものである。具体的には、福田が発表した数多くの論考を参考に、憲法の平和主義や核を含む軍縮問題など、軍事大国化の否定と関連する福田の外交理念を明らかにする。

また、本報告は、同原則の政策的な「新しさ」も明らかにする。軍事大国化の否定は、例えば田中角栄政権でも採られていたものの、外務省アジア局での同原則の位置づけは、福田政権のそれとは異なるという議論である。すなわち、田中政権による軍事大国化の否定は、地域における「既存のバランス」を維持するためには日本の政策的選択肢は少ないとの観点からの受動的姿勢に基づくものだった。これに対し福田政権では、日本が国際社会でより大きな政治的役割を担おうとする積極姿勢を打ち出すなかで、これを円滑に進めるために、日本の軍事大国化を否定するというものだったのである。

ポスタープレゼンテーション

【主旨】

グローバル・ガバナンス学会では、2019 年度大会より、ポスター・セッションを開催することといたしました。政治、経済、文化、宗教等多面にわたるグローバル・ガバナンスの課題に、若手の学部生・大学院生のみなさんが挑戦する場を学会として提供し、グローバル・ガバナンス研究の今後の一層の発展を図りたいと考えております。

EU 国境管理ガバナンスと危機への適応—欧州難民危機と FRONTEX

宇野原将貴（神戸大学大学院国際文化学研究科博士後期課程 2 年）

Ansell らは、変動の激しい現代社会のガバナンスはどのように維持されるのかという観点から、ガバナンスが直面する様々な問題を「乱流」として定式化した [Ansell et al. 2016]。EU の危機に対するガバナンスの適応メカニズムを明らかにすることは、以上のような問いに答える上で重要な示唆を持つ。ここでは、EU の国境管理エージェンシーである FRONTEX が 2015 年の難民危機の発生以来、「乱流」との関係でどのように役割を変化させてきたのかを、各種文書や報道などを用いて考察する。

フランスの再公営化からみる持続可能な水道事業ガバナンス —共有財としての水資源

尾形歌穂・木村幸人・氏居綾香（秋田大学国際資源学部国際資源研究科 4 年・3 年）

2018 年の「水道法」改正前後より、日本では水道事業民営化についての議論が活発化している。その理由の一つに、世界的には水道事業の再公営化の動きが多くみられることもある。そこで、本研究では世界にさきがけて水道事業民営化を実施しながらも、近年再公営化に転換したフランスを事例として、水道事業ガバナンスのあり方を考察する。特に本研究では、水道事業を共有財である水資源を持続的に分配する公共財として捉え分析する。

The Role of Civil Society in the Process of Democratization in Senegal

THIAM, Moustapha.（立命館大学大学院政策科学研究科修士課程 2 年）

In an Africa undermined by longtime monarchical and colonial influences, Senegal can be considered as a democratic exception because Senegal is relatively democratic compared to other countries in Africa. Since gaining independence, Senegal has experienced a strengthening of its democracy as measured by some indices of civil liberties, civil society, media, political parties, and electoral democracy, albeit with some deficits in political equality and the judiciary. Therefore, civil society has an important role to play in consolidating democracy.

However, it remains important to ask what future such study can have in the Senegalese civil society, against-power officially but unofficially born old. This question is in line with a projection of civil society and its role in the socio-political field remains ongoing democratization.

From Single Issue Party to “Democracy in One Country” alternative

— UKIP’s “evolution” under Nigel Farage

富田健司（九州大学大学院地球社会統合科学府地球社会統合科学専攻博士後期課程 1 年）

United Kingdom Independence Party(UKIP) was first established in 1993. Under Nigel Farage’s leadership from 2006 to 2016, the party had experienced shift: from “single-issue” one to populist one, which offered post-Brexit “brighter” future, which could be called as “Democracy in One Country” according to Shoji(2016)’s model for European Integrations which itself was modeled after Rodrik(2011)’s globalisation trilemma.

This research is going to focus on causes of this “evolution” happened in relation to European Integration processes’ “successes and failures” as well as how this UKIP’s model would influence each other with anti-EU populism in Continental Europe and Russia’s anti-EU/NATO ideological hybrid-warfare.

文民の保護の規範性に関する考察—MONUSCO における遵守ギャップに着目して

福原玲於茄・井手之上健太・横山友輝（宇都宮大学国際学部 3 年）

文民の保護は、ジュネーブ第 4 条約や国連決議において明文化されていることから、国際規範と捉えることができる。それにもかかわらず、現場において紛争下の文民を十分に守り切れていないという現状がある。この一要因として、報告者は、国連 PKO における文民の保護に関して遵守ギャップが生じているのではないかと考える。本報告では、遵守ギャップが生じる要因を MONUSCO の事例を通して検討し、文民の保護の規範性について再考する。

テロリズム研究批判—「新しいテロリズム」論を事例に

山口優人（筑波大学大学院人文社会科学研究科国際公共政策専攻博士前期課程 2 年）

本研究は、今日の対テロ政策の失敗と行き詰まりを受け、これらの政策の基礎となっているテロリズム研究自体に、問題点を見出すものである。これを明らかにするため、批判的テロリズム研究の議論を取り上げる。批判的テロリズム研究とは、現行のテロリズム研究を省察する立場の研究である。本研究では、批判的テロリズム研究における現行のテロリズム研究への批判を整理した上で、「新しいテロリズム」論というテロリズム研究の学知を事例として扱い、批判的テロリズム研究の理論的有意性を示す。

BBM 教室の中の若手研究者—大学教育の現場の課題をめぐる対話

【主旨】

本企画の主旨は、大学の授業の内容・方法について若手研究者を中心に会員同士で語り合うことである。4名の若手研究者(男性2名、女性2名)をパネリストに迎え、授業に関する悩みや疑問、アイデアなどについて一人10分程度の簡単な報告をしてもらい、その後、フロアーの参加者を交えて議論を深めていく。

近年、日本では大学の課題と改革をめぐって、大学、政府、経済界を中心に様々な議論が続いている。その主な論点は、入試改革と就職活動である。つまり、学生が大学に入る段階と大学を出る段階の問題に社会の関心が集中している。それに比べて、学生が大学にいる間の教育に関する議論はあまり多くないように思われる。少なくとも、授業の内容・方法という大学教育の実質的な部分については、入試・就活ほど活発な議論がなされているとは言い難い。恐らく、各大学でも、入試関係の会議や就活関係のイベントは数多くあるものの、授業の中身について教員がじっくり話し合う場を制度的に設けているところはまれではないか。

この問題は、研究と教育を比較するとさらに際立つ。研究に関しては、学会報告や論文投稿といった形で研究者が自分の研究内容を他の研究者にオープンにして、(時に辛辣な)批判やコメントをもらい、それに応答するという一連の学問的対話が、研究の質を高めるのに不可欠なプロセスとして保証され、尊重されている。ところが教育に関しては、オープンな対話の機会は極めて限られている。そして、こうした現状は特に若手研究者にとって切実な問題となる。なぜなら、まだ経験が少ないなかで授業を計画、実践する際に拠り所とすべきモデルや基準、ルールを見つけにくいからである。

以上の問題意識にもとづき、本企画では授業のあり方について率直な意見交換の場を会員に提供できればと考えている。具体的な論点は次のようなものが想定される。

- ・ 研究との兼ね合いを考えると、授業準備にどの程度の時間・エネルギーをかけるべきか？かけられるのか？研究と教育が上手く連動する理想の形とは？
- ・ 授業の難易度(専門性と一般性のバランス)をどのくらいのレベルに設定するか？
- ・ 他の教員の授業との関連性やすみ分けはどうすれば良いか？
- ・ 授業に対する学生のモチベーションを高めるにはどうすれば良いか？

総合司会：松村史紀(宇都宮大学)

パネリスト：秋山肇(立命館大学・講師)

中山裕美(東京外語大学・講師)

三牧聖子（高崎経済大学・准教授）

吉沢晃（同志社大学・助教）

部会 3 東アジアの安全保障ガバナンス

ー沖縄、日米安保、「歴史認識」からの考察

【主旨】

板門店会談での南北首脳会談（2018年4月27日）、続くシンガポールでの初の米朝首脳会談（同年6月12日）に見られるように、朝鮮半島と東アジアを取り巻く安全保障秩序は劇的な変化を遂げつつある。そうした中、日本政府は、朝鮮半島の非核化問題で対話と交渉の外に置かれ、トランプ大統領に伝言を託する以外には、目立った外交イニシアティブをとれない状況が続いている。

そこには、戦後の日本外交の取り組みに何か重大な欠落があったことを示唆している。日本政府は、日米二国間主義に捉われるあまり、東アジアにおいては、日韓、日朝の歴史認識問題への取り組みが不十分なまま、日米安保の強化を図ってきた。そうしたアプローチは、逆に韓国や北朝鮮の対日不信感や警戒心を高めるという構図を浮き彫りにする。また、沖縄県民の声に耳を傾けずに、普天間問題で辺野古への移設が「唯一の解決策」だとする立場を繰り返す日本政府の態度もまた、日米安保基軸論を反映している。沖縄の現状と日本の朝鮮半島への関わりの仕方には、共通点があるのではないだろうか。

東アジアの国際政治が大きな構造的変化を遂げる中であっても、日本政府は、東アジア多国間安保体制の構築など、日米安保を相対化するための東アジアの秩序を構想することができてきない。また、そうした一步を踏み出す国家意思も弱い。

本部会では、そうした問題意識のもと、沖縄、日米安保、「歴史認識」の視点から、歴史的考察を通して、今日の東アジアの安全保障ガバナンスが直面する諸問題に接近し、これらの問題が、日本外交にとって有する含意について考えてみたい。

部会 3 東アジアの安全保障ガバナンス — 沖縄、日米安保、「歴史認識」からの考察

沖縄の基地問題から見た東アジア国際秩序—歴史的考察

野添文彬（沖縄国際大学）

本報告の目的は、戦後東アジア国際秩序を沖縄の指導者たちがどのように認識し、またそれに対抗するためにどのような構想を提示してきたのかを歴史的に検討することである。

20 世紀、特に第二次世界大戦後の米国外交は、「リベラル」な国際秩序の形成を目指したと指摘されることがあるが、米国主導の秩序は、民主化よりも資本主義の論理や冷戦の論理を優先させるという問題点をはらんでいた。そして、そのような問題点は、アジアやアフリカといった「第三世界」において顕著だった（菅英輝『冷戦と「アメリカの世紀」』岩波書店、2017 年、4 頁）。第二次世界大戦後、米国によって占領・統治され、1972 年の日本への施政権返還の後も現在まで巨大な米軍基地が存在する沖縄は、まさに米国主導の国際秩序の矛盾が集約された場所だといえる。

しかし、このような米国の政策に対して沖縄から、何度も異議申し立てがなされてきた。沖縄住民は、米国の沖縄政策に対峙する上で、自分たちを取り巻く国際情勢や米国のグローバルな戦略をも見据える必要があった。さらに、現状を乗り越えるための構想を模索してきたのである。それでは、沖縄では、戦後の米国主導の国際秩序に対し、どのような認識がもたれ、これに対抗するためにどのような構想が提示されてきたのか。本報告は、冷戦期の 1950 年代までさかのぼり、現在まで沖縄でどのような認識や構想が抱かれていたかを歴史的に分析する。その際、米国支配や米軍基地に抵抗してきた革新勢力のみならず、米軍支配や米軍基地を容認してきた保守勢力にもめくばりする。

本報告では、冷戦期から冷戦後にかけて、沖縄で米国主導の東アジア国際秩序への「抵抗」の論理からオルタナティブとしての国際秩序構想が提示されてきたことを明らかにする。この作業は、沖縄を通して米国主導の国際秩序の内実を逆照射するという意義があるだろう。

部会 3 東アジアの安全保障ガバナンス

ー沖縄、日米安保、「歴史認識」からの考察

朝鮮有事をめぐる日本の日米安保上の関心ー歴史的視点から

山本章子（琉球大学）

本報告では、朝鮮戦争以降、日本がどのような問題関心から米国の同盟国として朝鮮有事に関わろうとしてきたのか解明し、日米安保条約が朝鮮半島もしくは東北アジアの秩序に寄与する可能性がこれまであったのかどうかも合わせて検証する。

朝鮮戦争以来、朝鮮半島で有事が起こった際には、日本本土・沖縄の米軍基地が作戦基地となるというのが日米両国の共通理解だった。また近年では、朝鮮有事の際に自衛隊が米軍とどのような協力を行うかも、具体的に論じられるようになってきている。しかしながら、日本が日米安保条約との連関で朝鮮有事にどのような関心を持っていたのか、通史的に論じた研究はこれまでない。

1950～70年代の日本政府の関心は、朝鮮有事のために在日米軍基地が使用される場合、日本側が事前協議制度という形で主権を保てるのかという点にあった。だが冷戦が終結し、1993年に北朝鮮核危機が勃発すると、日本政府は外務省・防衛庁を中心に北朝鮮に対する脅威認識を抱く。

他方、北朝鮮核危機後、米国は朝鮮有事作戦計画を改定した。新たな計画では、航空作戦の主要拠点となる沖縄の嘉手納空軍基地と、国連軍の拠点でかつ嘉手納の後方支援拠点ともなる普天間飛行場との、緊密な連携のもとで作戦が実施されることが想定された。日本政府が普天間返還を要請すると、国防総省は、朝鮮有事作戦計画上の使用に支障をきたさず、むしろ普天間・嘉手納の機能強化が可能な普天間移設計画を構想する。その具体化が、普天間飛行場の辺野古移設であった。また国防総省は、朝鮮有事の際に米軍が那覇基地などの自衛隊基地を使えるよう、共同使用の研究を日本側に要請した。これに対して日本政府は、対北抑止の観点から、普天間飛行場の移設も含め、朝鮮有事の際に米軍の日本への緊急配備が可能となるよう積極的に協力する姿勢をとる。1990年代には金丸訪朝団や KEDO などの試みもあったが、同時期の日本には、朝鮮半島の秩序に寄与するという発想は希薄だったといえよう。

部会 3 東アジアの安全保障ガバナンス—沖縄、日米安保、「歴史認識」からの考察

「正しい歴史」をめぐる日韓対立とその共有可能性の模索

—歴史問題の「グローバル化」と東アジア秩序

鄭敬娥（大分大学）

本報告は、90年代以降日韓の間に展開してきた歴史認識をめぐる摩擦、なかでも慰安婦問題の政治争点化を事例にしながら、2国間の歴史認識問題が「グローバル化」する過程を考察し、東アジア秩序との関係から歴史摩擦の解決方法を模索するものである。

冷戦終焉以降、東アジアにおいても「多様な市民社会」の成長が言われるようになり、NGOなど国境を越えた市民レベルの協力も盛んに行われている。しかし、こと歴史認識については関係国の間で「画一的な主張」が対立して、その他の声はかき消されるか沈黙せざるを得ない状況が発生し、いわゆる「歴史摩擦」として表面化している。

韓国において慰安婦問題は、国内の反権威主義、民主主義、反植民地主義と密接な関連をもって展開してきた。そして、慰安婦問題を政治的、社会的「運動」として主導してきたのがフェミニズムに基づく「挺身隊問題対策協議会」（挺対協）である。

一方、国内の社会状況とは別の文脈で、90年代以降のポスト冷戦の国際状況、およびグローバル化という流れは、慰安婦運動に新しい意味づけを与えるようになった。特に、2000年代以降、挺対協は国連の人権委員会や国際機関を通して活発な活動を展開している。そこでは、慰安婦問題は単なる日韓の2国間問題に止まらず、戦時下の「性暴力」の問題、あるいは普遍的な女性の人権問題として主張される。慰安婦問題の「国際化」とも見られるこのような現象は、確かに、2国間関係を越えたより広い観点からのアプローチへの可能性を提示している。しかし、その具体的な方法において、韓国側の市民運動は国家による謝罪や賠償へのこだわりを捨てきれず、対する日本側も植民地支配の正当性や「請求権問題の解決」といったナショナルな対応しかできていないのが現状である。すなわち、日韓両国はそれぞれ自分たちの考える「正しい歴史」をめぐるグローバルな正当性を獲得するために苦心しているものの、そうすればするほど歴史認識問題の解決は遠のくというジレンマに直面しているのである。

以上のように整理することができるとするならば、歴史認識摩擦の問題をポスト冷戦およびグローバル化のなかでの、主権国家の歴史観とグローバルな価値をめぐる緊張関係という観点から捉え直すことが可能であろう。そのうえで、本

報告は一国レベルを超えた、東アジアの平和的な秩序作りのために、歴史認識摩擦の問題をいかにマネジメントしていくか、その方法を検討したい。

部会 4 グローバル・ガバナンスに挑むアフリカ諸国の課題と展望

【主旨】

本部会は、これまでのグローバル・ガバナンスをめぐる考察の中で、決して中心的な考察対象として着目されてきたとは言えないアフリカの姿を、各報告者の専門領域を通して明らかにする。そして、アフリカからのもしくはアフリカによる議論がグローバル・ガバナンスに与えている影響やその可能性について検証するものである。これまでもアフリカ発の課題は少なくはなかったが、その多くがアフリカとは異なる地域のテーブルで議論され、結果、アフリカはグローバル・ガバナンスの文脈において客体として描かれてきた。しかし、現実にはアフリカは、数々のグローバルな課題における客体ではなく、時として最前線でこれらの課題に直面している主体である。本部会は、このようなアフリカを取り巻く種々の環境を踏まえ、アフリカ諸国がグローバル・ガバナンスをめぐる議論において、今後ますます重要なアクターになるのではないかとこの立場に立ち、グローバル・ガバナンスの学問領域とアフリカとの今後の展開や可能性を議論するための足掛かりとなる考察を提示することを目的とする。

部会 4 グローバル・ガバナンスに挑むアフリカ諸国の課題と展望

国際刑事裁判所への協力をめぐるケニアの試み

藤井広重（宇都宮大学）

2009 年にアフリカ諸国は、アフリカ連合の場で、国際刑事裁判所（ICC）に対する非協力決定を下した。この時から 10 年が経過し、この間も ICC はアフリカ大陸で管轄権を行使してきたが、アフリカとの関係は改善に向かっていくようには見受けられない。このような、ICC とアフリカを取り巻くダイナミズムをいかに分析することができるのかが、本研究の嚆矢である。例えば、国際政治学のリアリズムでは、一般的に国家の力によって国際法が制限されており、国際関係において法は、力のある国家の行動を制限する機能がないとみなされ、力が弱い国家が国際法の制限を受けると考えられてきた。しかし、現実にはアフリカ諸国は ICC による法の執行を巧みに逃れているようにも見受けられる。本研究では、アフリカにおいて ICC による規範やルールが遵守される、もしくはされない過程や状態を分析するため、国際関係における秩序をめぐる議論を射程に捉えるグローバル・ガバナンス論に着目する。

ここで留意したいことは、アフリカを一括りにして議論をすることが、必ずしも ICC とアフリカとの関係性に対する適切な理解につながるとは言えない点である。アフリカの中にも ICC を支持する国が存在しており、ICC を支持している国の中にも、また、支持していない国の中にも各国のスタンスには差がある。そこで本研究では、ICC から一方的に管轄権を行使され、その後の ICC に対する協力をめぐり多くのアクターを巻き込んだケニアの事例をとりあげる。敷衍すれば、本研究は、自らが望まない形で ICC から司法介入を受けたケニアが、アフリカの「内」でどのようなアクションをとり、その結果がアフリカの「外」にどのような形で影響を及ぼしたのかを明らかにすることで、ICC は、グローバル・ガバナンスが国際社会における「政府なきガバナンス」を体現しようとするときの実際のメカニズムとして機能しているのか、という問いの一端に答えることにつながると考える。

部会 4 グローバル・ガバナンスに挑むアフリカ諸国の課題と展望

平和構築 2.0 時代における政治力学：紛争当事者の国際・国内関係

小林綾子（上智大学）

本報告では、紛争と平和をめぐるグローバル・ガバナンスの大きな潮流の変化及び紛争当事者にとっての国際的な介入の意味について議論するため、反乱軍が国際的な人道アクセスに対してとる政策に焦点を当てて説明する。

グローバル・ガバナンスの観点では、国際社会は、伝統的な非政治の人道援助から、1990 年代、紛争国の社会変革を目指す平和構築と、国際的な援助が時に紛争を助長するという「害を与えるな（Do No Harm）」という援助の政治的結果を考慮する方針をとる時代を経験した。1999 年頃からは、一歩引いて、将来の政治を担う正当なアクターを支援するという時代に突入している。これを平和構築 2.0 時代と呼ぶ。しかし、例えばシリア内戦において、米国が支援しようとした「穏健な反体制派」は実際には存在しなかった。また、国際社会が望むようなアクターは、国際社会の相手をするには長けているかもしれないが、国内的には支持を得ていないことがある。反対に、国際社会が見過ごしているアクターの中に、穏健な反体制派がいる可能性がある。

ただし、平和構築 2.0 時代は国際社会の動向であって、紛争当事者の様々なタイプは、それ以前にも確認できる。本報告では、現代の国際的な紛争国支援政策を検討する目的で、歴史を振り返る。1980 年代から 1990 年代にかけての、南スーダン、エチオピア、アンゴラにおける、反乱軍と国際関係、反乱軍と市民との関係について、人道アクセスという観点から論じる。人道アクセスを主眼とする理由は、国際援助機関が人道援助を紛争影響下の人々に届ける際、反乱軍が人道援助の受け入れにどのような態度をとるかが、「正当なアクター」の審査基準のひとつとなっているからである。分析にあたっては、国連や米国政府のアーカイブ資料、反乱軍指導者の声明や回顧録等紛争アーカイブ、当時現場で活動していた人道援助関係者から入手した資料に依拠しながら、反乱軍の政策とタイプを議論し、政策的示唆を提示する。

部会 4 グローバル・ガバナンスに挑むアフリカ諸国の課題と展望

世界の警察官なき時代の紛争対応—秩序をつくるアフリカの可能性

中村長史（東京大学）

本報告の目的は、アフリカ自身が域内の紛争対応に果たす役割を検討することにある。紛争が頻発するアフリカは、これまで「秩序をこわす」存在として捉えられがちであった。しかし、欧米や国連による紛争対応にも課題が山積しており、結果的に世界の警察官が不在となる危機を招いていることを考えれば、「秩序をつくる」アフリカの可能性を真剣に検討する時期にきているのではないか。

欧米や国連の対応が必ずしも奏功しない原因のうち、構造的なものとしては以下の二点が考えられる。第一に、欧米にとって、冷戦終結後のアフリカへの利害は低下しているため、資源を投下する意思もまた低下している。第二に、欧米の関心が薄いアフリカに対応することの多い国連にしても、「国家からの自立性」（主権国家の意思から独立して機関としての意思決定を行なうこと）と「国家への拘束力」（機関として決定した意思に主権国家を拘束させること）がトレード・オフの関係にあるため、実効性のある措置を取り難い。

では、アフリカの地域機構や準地域機構が対応に当たれば、このような問題は克服されるのだろうか。前者については、近隣諸国により構成される機関であるため一定の利害を有している。従来は、利害が強いがゆえに公平性を欠くとして批判的に論じられることが多かった点であるが、この点を肯定的に検討する余地がある。一方、後者については、政府間機構である以上、直ちに克服することは難しい。

以上の議論の妥当性を確認するため、事例分析を行なう。ここでは、AU や ECOWAS 等も対応にあたった 90 年代のリベリア、シエラレオネ、00 年代のコートジボワール、ダルフル、ソマリア、10 年代のマリ等を探りあげる。個々の事例については素描にとどまるが、複数の事例を比較検討することで、「秩序をつくる」アフリカについて、過大評価や過小評価に陥ることなく等身大の姿を捉えることを目指す。

共通論題 1 グローバルガバナンス最前線
グローバル・ガバナンスとパワー・ポリティックスの再考
—— 拡大する安全保障化の領域

【主旨】

冷戦終結以後のグローバル・ガバナンス論の隆盛とその後の国際情勢の変容、とくに中国の台頭によるパワー・トランジションと呼ばれる国際事情の変化の中で、グローバル・ガバナンスをめぐる議論も次の段階を迎えようとしている。今回は理論とケースの両方のアプローチから新しい潮流について考えてみたい。そこで共通論題 1・2 とともにそれぞれの領域で第一線で活躍される方々にご登壇いただいた。ひとりでも多くの皆さんにご参加いただき、充実した内容の議論を期待したい。

共通論題 1 グローバルガバナンス最前線

グローバル・ガバナンスとパワー・ポリティックスの再考― 拡大する安全保障化の領域

国際法・国際機構論からみたグローバル・ガバナンス論：安全保障分野を中心に

山田哲也（南山大学）

国際法は、定義上、基本的に「主権国家間の法」である。Weiss らは、*The United Nations and Changing World Politics* (2017) において、国連を加盟国によって構成される「第一の国連」、事務局（官僚機構）を中心とする「第二の国連」、NGO など国連の活動に影響を与える多様なアクターによって支えられる「第三の国連」に分類・整理する視点を提示している。このような、やや伝統的ともいえる視点に立つと、安全保障分野は基本的に主権国家が外交（その延長線上としての条約）を通じ、国連においても安保理を中心とした「第一の国連」によって動く分野であり、経済・社会・人権・環境といったグローバル・ガバナンス論が特に着目する分野とは異質であるとも考えられる。

もっとも、冷戦という決定的な大国間の対抗関係が消滅し、ある程度の大国間協調が「第一の国連」の場でも実現するようになったこと、ヨーロッパやアジアにおける安全保障枠組みの登場（ここでは、政策提言的 NGO も一定の役割を果たしている）を捉えて、安全保障面におけるレジームの強化、ないし、ガバナンス体制の出現を見ることが出来る。また、安保理の議論でも、議題によっては、国連や関連機関の事務局によるブリーフィングが行われたり、NGO が現地情勢の報告を行ったりする、アーリア方式が定着しており、その限りでは、「第一の国連」が純粋に主権国家（加盟国）のみによる会議外交の場ではなくなってきていることは観察できる。とはいえ、大国間の先鋭的な対立を含む紛争に対して、これらのレジーム／ガバナンスが有効に機能し、紛争の解決に導いていると評価することは困難である。

ガバナンスが「非権力的な」国際協力の推進や規範化を含意するなら、その源流が戦間期のミトラニーの機能主義（functionalism）にあるとする指摘も存在する。その要諦は、技術的（非政治的）分野での国際協力の推進が、国際平和を確固たるものにする、というところにあった。グローバル・ガバナンス論も上述したような分野での「非権力的な」国際協力の推進が国際平和を確固たるものにする、ということを射程に収めているのかどうかは、より問われるべきであろう。

また、グローバル・ガバナンス論に対する今一つの問題点として指摘できるであろうことは、グローバル・ガバナンスが「多様な主体による多様な協力（を通じた規範の形成と実施）」というリベラリズムにつながる系譜に属すると思われるのに対し、今日の国際社会では、「自国第一主義」と呼ばれる潮流がさまざまな分野で散見されることをどのように捉えるか、という点であろう。その意味で国際社会は、「自国第一主義」と国際秩序のあり方を再検討する必要性に迫られている。その意味でも、安全保障における国際体制の（再）検討はグローバル・ガバナンス論にとっても避けて通れない課題であるといえよう。

共通論題 1 グローバルガバナンス最前線

グローバル・ガバナンスとパワー・ポリティックスの再考― 拡大する安全保障化の領域

同盟とグローバル・ガバナンス―冷戦期と冷戦後の NATO を事例として

青野利彦（一橋大学）

しばしば指摘されるように「同盟」は非常にあいまいな言葉であり、理論研究においても様々に定義されてきた。ただし様々な定義が共通して重視する（また、一般に私たちが「同盟」という言葉から連想する）性質は、①軍事力の行使を含む、安全保障領域での協力のための、②複数の主権国家間の取り決め、という点だといえるだろう（石川 2011）。

このように定義したとき、同盟とグローバル・ガバナンス（GG）の関係をどのように考えることができるだろうか。GG の重要な特徴を、①主権国家に留まらない参加アクターの多様性や、②対象となる 이슈の性質が国境を越えたグローバルなものであることなどに求めれば（大芝 2016）、主権国家がその主体となり、対象 이슈が軍事領域を中心とした安全保障である同盟は、GG 概念との関連性が非常に弱い領域であるといえる。

しかし 20 世紀以降は、兵器の破壊力の拡大や輸送技術の発達、総力戦化などにより、大国間戦争は世界戦争となった。また核兵器の開発とその質的・量的な拡大によって、東西冷戦の展開と帰結は否応なしにグローバルな影響をもつものとなった。この意味で、20 世紀、特に冷戦期およびそれ以降においては、国際紛争の管理・対応手段である同盟もまた、広い意味で GG の機能の一翼を担っている考えることができるだろう。また本報告でも見ていくように、冷戦初期に東側陣営に対する防衛同盟として形成された NATO（北大西洋条約機構）は、冷戦後、かつては敵国であった中・東欧諸国間の紛争リスクや、民族紛争や内戦を特徴とする NATO 領域外の紛争にも様々な形で関与するようになっていった。特に後者については、伝統的な国家間紛争・戦争とは異なり、人道的な観点からの介入や停戦の強制、停戦後の平和維持や破壊された国家機能の回復などへの取り組みが不可欠となる。これらの問題は、1990 年代以降 GG の重要 이슈と見なされてきたものであり、この意味で軍事同盟である NATO は GG の課題に関与しているのである。

こうした点を念頭に本報告では、グローバルな国際紛争への対応手段・管理手段としての同盟について、冷戦初期と冷戦後の NATO を事例に検討する。なお、本報告は次の拙稿を基礎としていることをあらかじめお断りしておきたい。

青野利彦「第 3 章 同盟」大芝亮・秋山信将・大林一広・山田敦編『パワーから読み解くグローバル・ガバナンス論』有斐閣、2018 年。

共通論題 1 グローバルガバナンス最前線

グローバル・ガバナンスとパワー・ポリティックスの再考― 拡大する安全保障化の領域

人の国際移動のガバナンス-多層性の再検討

岡部みどり（上智大学）

今日、人の送出国、経由国、そして受け入れ国の間の国際連携は、多様なアクターによる複数の公式、非公式のルール形成やその実践を包含するグローバル・ガバナンス（＝グローバル・マイグレーション・ガバナンス: GMG）として展開されようとしている。従来、複数のレジームの並存は GMG における多層性として整理されてきた。これに対して、本報告は、多層性の意義に焦点を当て、それが GMG 内部におけるパワー・ポリティックスを促す有効な舞台装置になっていることを明らかにする。

長らく、人の国際移動の管理は国家間協力とは無縁であると捉えられてきた。人の受け入れや退去要請は、それが二国（多国）間関係に変化を及ぼす影響力を持つとはいえ、専ら国家と個人との関係を構築する行政行為であるとみなされてきたからである。唯一の例外として「パスポート・レジーム」が存在するが、その国のパスポート申請資格が誰に認められるか―即ち、国家が誰に国籍を付与するか―は、究極的には、国家の個人に対する一方的で排他的な権限行使の対象事項である。そして、個人に難民資格を付与する国家の主権が相互承認されるいわば「庇護レジーム」は、この「パスポート・レジーム」の延長上にある。他方で、人の国際移動管理を人道支援として行う国際連携（「人道支援起源レジーム」）は長い歴史を持ち、17 世紀末にその萌芽を認める見解もある(Orchard, 2016)。しかし、その多くはアド・ホックであり、戦争などを伴う迫害を原因とする人の受け入れを目的とする枠組みであった。難民問題が恒常化する中、それは、次第に「亡命偏重(Aleinikoff, 1992)」との指摘を経て、人の国際移動を促す背景要因にまで踏み込んだ国際協力に転生しつつある。

この「庇護レジーム」と「人道支援起源レジーム」とは緊張関係にある。そして、それが GMG の実態を形作り、その発展のあり方を規定している。以上を指摘することが、本報告の目的である。

部会 5 海洋ガバナンスの現在

【主旨】

グローバル・ガバナンスについて考えるとき、海洋の諸問題は外せない。陸地に劣らず、いや場合によってはそれ以上に、海洋におけるパワーと国際ルールとの関係は、グローバル・ガバナンス論の重要テーマとなる。国連海洋法条約といういわば地球社会の海の憲法ともいえるべき法が成立している一方で、ハイポリティクスの問題にもなりうる環境と漁業資源のさまざまな争点があり、領海をめぐる厳しい安全保障の問題が存在する。本セッションでは、こうした海洋ガバナンスの現在の状況に迫っていく。報告では、安全保障の視点を織り込みつつ中国とEUの動向を論じる一方で、国連海洋法条約の重要論点に切り込む。そして国際法の視野からのコメントを対置する。以上のような構成により、本セッションでは海洋ガバナンスをめぐる国際政治と国際法の対話も試みていく。

部会 5 海洋ガバナンスの現在

中国の海洋戦略とその海洋ガバナンスへの影響

飯田将史（防衛研究所）

中国の習近平政権は、既存のグローバル・ガバナンスの問題点を指摘し、その「改革」を推進する姿勢を明確にしている。中国は新興国・発展途上国の台頭と先進国の停滞によってパワーバランスが大きく変化する中で、グローバル・ガバナンスにおける発展途上国の発言力を強化することで、その不公正で不合理な点を改革し、「協力とウィン・ウィンの新型の国際関係」を構築すべきと主張している。中国は「シルクロード経済ベルト」と「21世紀の海上シルクロード」からなる「一帯一路」構想を、その実現に向けた中心的な手段と位置づけている。「21世紀の海上シルクロード」は、発展途上国の港湾や経済貿易区などを整備することにより、中国経済に依拠する形で経済の発展を促進し、中国が目指すグローバル・ガバナンスの変革に途上国を糾合していく狙いがあると思われる。

また、中国経済のグローバル化が進展することによって、中国にとって海洋の安全保障上の重要性も高まっている。中国は資源・エネルギーの輸入を急増させるとともに、貿易大国として輸出入を拡大しており、海上交通路の安全確保が重要な課題となっている。さらに、中国企業による海外進出も活発化しており、海外における中国に関連する権益や資産、労働者などの「海外利益」を守る必要性も高まっている。人民解放軍はジブチに基地を建設し、インド洋における海軍艦艇の活動を強化するなど、この海域における軍事的プレゼンスを着実に高めている。

さらに中国は、東シナ海や南シナ海において領土・主権の擁護と海洋権益の拡大を目指した強硬な海洋進出を続けている。中国にとっての「失われた領土」である台湾、尖閣諸島、スプラトリー諸島を奪回し、石油・天然ガスなどの権益を拡大するために、中国は軍事力を展開することによる現状の変更を進めている。また、その最大の障害となる米軍のプレゼンスを弱体化させることを狙って、西太平洋方面への戦力投射能力を強化する「接近阻止・領域拒否（A2/AD）」戦略を推進している。

中国が海洋ガバナンスに与える影響には、肯定的と否定的の両側面があるだろう。肯定的な側面としては、テロや海賊などから海上交通路の安全を確保することや、災害対処や救出活動などでの中国の貢献が期待できることである。否定的な側面としては、東アジアの海洋における力に依拠した現状変更の動きや、既存の国際海洋法に沿わない言動が、海洋ガバナンスの弱体化を招きかねないことや、中国による軍事化の推進により東アジアの海洋における軍事的な緊張を高めることなどが指摘できよう。

部会 5 海洋ガバナンスの現在

海洋ガバナンス: EU 海洋安全保障

小林正英（尚美学園大学）

EU の海洋安全保障政策は、海洋というグローバル・コモンズのガバナンスと、姿を現わしつつある EU 安全保障政策の交わるところにある。

EU にとっての安全保障政策は、「欧州統合の物語は防衛からはじまった」という言葉に端的に表現されるように欧州統合の原点であるが、同時に実存的危機と言われる現在の欧州統合にあっても、なお統合の模索が続けられている未完の政策領域でもある。

EU の安全保障政策は、具体的には冷戦後に構築が開始されたものである。欧州・大西洋地域における既存の安全保障構造である NATO と、軍事的安全保障に関してはいまだに基本的なプレーヤーである各加盟国（しかも加盟国の中には中立諸国も存在する）との共存を図っていかなければならない。これらの要因から、民軍融合的・包括的アプローチを特性とする姿が、少なくとも現時点において、観察される。これは、同時に、規範パワーとも言われる EU のあり方とも符合する。

安全保障主体としての EU と、海洋安全保障政策は共鳴する。開放性・連結性・非対称性を特性とするグローバル・コモンズたる海洋において、包括性・民軍融合性は符合的である。また、グローバル・コモンズのガバナンスのギャップとして、「知識、規範、政策、制度、順守」が言われるが、2016 年に策定された EU としての安全保障戦略文書では、「グローバルな海洋安全保障プロバイダーとして、EU は紛争処理メカニズムを含む UNCLOS の普遍化と履行（universalise and implement）を希求する」と述べられている。

EU 海洋安全保障は、2014 年にようやく体系的な戦略が策定された分野である。しかしながら、近年展開開始された主要な EU の執行型安全保障活動は、海賊対策の EU 海軍部隊ソマリア（アタランタ作戦）と不法移民対策の EU 地中海海軍部隊（ソフィア作戦）という、いずれも海洋安全保障関連である。「海洋安全保障政策は、EU の安全保障統合の中で最も急速に成長している領域」と言われる所以でもある。

グローバル・コモンズをめぐるリアル・ポリティークの焦点は中国問題と非国家主体となる、との指摘がある。上述の EU の実績が、海賊対策と不法移民対策であるのは象徴的であると言えるだろう。さらに、中国の関連する南シナ海問題についても、EU 内部で対応についての議論が行われたが、最終的に加盟国の個別行動にとどまったことが知られており、加えれば、これはロシアが当事国となるが、ウクライナ問題に関連するケルチ海峡の一件も、海洋の問題である。本報告では、グローバル・コモンズのガバナンスとしての海洋（安全保障）ガバナンスと、EU 安全保障統合の交わるところにたつ EU 海洋安全保障政策を、海賊対策、不法移民対策、そして中国やロシアへの（不）対応の検討を通じて描き出してみたい。

部会 5 海洋ガバナンスの現在

国連の海洋ガバナンスに関する政策目標が国際海洋法の発展に与える影響について
—国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）における協定作成の議論を参考として

樋口恵佳（東北公益文科大学）

国際海洋法では、1982年に採択され、1994年に発効した「海の憲法」と称される国連海洋法条約を中心として、この国連海洋法条約を補完する二つの実施協定のほか、国際海事機関(IMO)や国際労働機関(ILO)が策定する実体的規則など、複層的な条約規則によるグローバル・ガバナンスが成立している。このような海洋ガバナンスの方針を確認する手段としては、国連海洋法条約の法的な解釈に係る実行のほかにも、1992年のリオ宣言や、2015年の2030アジェンダに含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」など、国連の主導する政策目標が着目される。

法と政策目標との相互関係に着目してグローバル・ガバナンスの実態を記述する研究は、既に国際環境法等の分野においてなされてきたところであるが、海洋の分野においても、1992年の国連環境開発会議(UNCED)におけるアジェンダ21の採択や、それ以前の漁業関連分野における資源の持続可能性概念などについて、その関係性や影響が語られてきた。

本報告では、国連海洋法条約の下で策定作業が続けられる「国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)の保全と持続可能な利用」に関する議論を素材とし、このような法と政策目標との相互関係から海洋ガバナンスの実態を記述することを試みるものである。

BBNJの保全と持続可能な利用に関する議論は、2018年9月から「法的拘束力を有する文書」を策定するための政府間交渉に入った。この政府間交渉では、4つのテーマが一体のものとして議論されること、また、このプロセスと成果物は、「UNCLOSの条文と完全に一致する」ことが国連総会決議によって合意されている。この上で、4つのテーマのうち、特に「能力構築および海洋技術移転」のテーマでは、途上国グループにより、国連海洋法条約に規定された海洋技術移転のより確実な実施体制の整備、および国連海洋法条約に規定のない能力構築の実体法化が求められている。

交渉過程を観察すると、この途上国グループと先進国グループとの間には、国連海洋法条約の規定の解釈、過去の実行の評価、およびこれからの海洋ガバナンスの在り方に対する考えにギャップが生じている。

これらを踏まえ、報告では、途上国グループと先進国グループとの間の対立という図式の描写にとどまらず、政策目標が国際法規範の変更や発展に対して有する機能と課題を検証する。すなわち、既存の条約条文に基づく規範（主権平等の原則に基づく、合意を前提とする情報共有、あるいは任意規定としての国際協力など）へ変更を迫るための手段としての、国際政策目標の機能とその課題を明らかにしていきたい。

部会 6 核不拡散ガバナンスの現在

【主旨】

冷戦終焉後、核戦争の恐怖からはいくらか遠ざかったものの、核不拡散の体制はつねに深刻な挑戦を受けてきた。近年、核保有国が核戦力の強化に勤しむことはもとより、五大国以外の一部諸国にとっても核ミサイル開発の誘因が容易にはなくならない。本セッションでは、グローバル・ガバナンスにとって、まさに死活的問題ともいうべき核不拡散体制の現状に迫る。報告では、まず状況の急変がつづく北朝鮮の核ミサイル開発に関わる現状とその展望を取り上げる。つぎに、米ソ二極体制下に制度設計された核軍備管理・不拡散体制が冷戦終焉後、パワー・バランスの変化とともにどのような課題を抱えているのかを考察する。さらに、第二次大戦後から現在にいたるまで核不拡散「規範」がどのように形成され、機能してきたのか、また近年どのように揺らいでいるのかを論じる。そして軍備管理、軍縮、国際政治理論といった視座からコメントを得て、核不拡散体制の現状と展望を総合的に討論したい。

部会 6 核不拡散ガバナンスの現在

北朝鮮の核戦略と朝鮮半島の非核化

中戸祐夫（立命館大学）

本報告では、まず、国際環境の変化とその環境変化に対する北朝鮮の状況認識に着目しつつ、北朝鮮の核戦略について検討する。次に、こうした北朝鮮の核戦略を前提として、「朝鮮半島の非核化」について展望してみる。

近年の北朝鮮の核戦略を北朝鮮の内的な論理から考察しようとする場合に、次の2点が前提となっていることがわかる。

第1に、米国と北朝鮮は朝鮮戦争以来、60年以上にわたって敵対かつ相互不信の関係にあるという点である。

第2に、北朝鮮は自らを核兵器国と認識している点である。

本報告では、過去の北朝鮮の核実験の経緯を踏まえて検討するが、本報告の基本的な問いは、核・ミサイル実験を繰り返してきた北朝鮮がなぜ「朝鮮半島の完全な非核化」に向けて努力することに合意したのかというものである。

本報告の仮説は、米朝の敵対関係という文脈のなかで、北朝鮮は「核武力が完成」した核兵器国として米国との段階的な非核交渉をしつつ、経済建設に重点を移す戦略転換が行われた－というものである。

一方、北朝鮮が「朝鮮半島の非核化」について積極的に米国と協議するようになった要因として以下のような対抗仮説が存在し、本報告では、こうした議論も併せて検討する。

第1に、非核化と経済建設重視路線への転換は戦術的な変化にすぎず、北朝鮮の意図については懐疑的－という理解である。

第2に、核・ミサイル実験を理由とした国連安保理の制裁決議を含む国際社会の北朝鮮に対する「最大限の圧力」（maximum pressure）によって、北朝鮮が対話路線へと転換せざるを得なくなった－という解釈である。

第3に、北朝鮮の「核武力建設の完成」に対して脅威を認識した米国が北朝鮮の非核化に向けて交渉をせざるを得なくなった－という主張である。

そして、本稿の仮説を前提として今後の「朝鮮半島の非核化」を展望すると以下の2点にまとめられよう。

第1に、北朝鮮の対外行動を規定する国際システム要因である米朝関係の対立構造が変化しない限り、「朝鮮半島の非核化」の実現は困難である。

第2に、「朝鮮半島の非核化」は「ビッグディール」によって達成することは困難であり、行動対行動の特定の相互主義（specific reciprocity）の原則にしたがって段階的に進めていく場合に漸進的に進展するであろう。

部会 6 核不拡散ガバナンスの現在

核軍備管理・不拡散アーキテクチャの変容と課題

戸崎洋史（日本国際問題研究所）

「構造的パワー」の1つにも挙げられる核兵器を巡る問題は、パワー、利益および規範のうちパワーの要素が強く作用する問題領域であり、それは核軍備管理・不拡散アーキテクチャにおいても同様である。冷戦期に構築された核軍備管理・不拡散アーキテクチャの中核的な目的は、米ソ全面核戦争の防止と二極構造の安定化であり、その形成・維持には、両超大国のパワーが重要な役割を担ってきた。他方で、それだけでこのアーキテクチャが形成・維持されてきたわけではない。利益（安全保障・安全保証、原子力平和利用など）および規範（核兵器廃絶の目標）といった要素が一これらを求めるアクターから見れば必ずしも十分ではないものの、一加味されることで、核軍備管理・不拡散アーキテクチャへの大多数の国の参加と、その後の増築・改修が可能になっていった。

二極構造終焉後のパワー・バランスの変動は、核問題、ならびに核軍備管理・不拡散アーキテクチャにも直接的な影響を及ぼしてきた。なかでもパワーの移行は、既存の秩序に不満を持つ中露の核問題における存在感を高めてきた。核保有国による核戦力近代化・強化も続く。また、パワーの放散（power diffusion）は、核関連技術などの国・非国家主体による一層の取得可能性をもたらし、さらにサイバーやAIといった新技術が核兵器・抑止態勢に及ぼすリスクも懸念されている。こうした多様な核問題に対して、核軍備管理・不拡散アーキテクチャは、機能不全とはまでは言えないものの、効果的で適切な対応・解決を提供できない場面が顕著になりつつある。

核問題に関するグローバル・ガバナンスが大きく揺らぐなか、核軍備管理・不拡散アーキテクチャを改修・増築、あるいは再構築できるかは明らかではない。核問題の動向が国際的なパワー・バランスと、その下での国際システムの影響を強く受けるとすれば、その将来像がある程度予見し得るまでは、あるべき核軍備管理・不拡散アーキテクチャの姿も見出し難い。しかも、核を取り巻く構図が比較的シンプルであった冷戦期とは異なり、大国／主要国間の競争・敵対関係は複雑で、保有する能力の非対称性も大きいという難しさもある。

こうしたなかで、今後の課題を挙げるとすれば、1つは、引き続きパワーが最も重要な要素である核軍備管理・不拡散アーキテクチャに利益および規範の要素をいかに組み込んでいけるかということである。もう1つは、それまでの不安定な「過渡期」をいかに管理するかということであろう。70年にわたる核兵器不使用のさらなる継続という最小限の目標を国際社会が共通の利益として再確認できるかが鍵を握ると思われる。

部会 6 核不拡散ガバナンスの現在

核不拡散ガバナンスの行方—規範の観点から

足立研幾（立命館大学）

本報告の目的は、核不拡散ガバナンスの形成過程、発展過程、そして変容過程の分析を通して、その、今後の行方について、規範の観点から考察することである。

第二次世界大戦後、核兵器をいかに管理するのかという点は、国際社会の重要な課題となった。核兵器の管理の方法には様々な手段がありえた。しかし、徐々に、核不拡散を中心に据えた核兵器の管理が進展していった。それはいったいなぜなのか。本報告では、第一に、核兵器の管理問題において、いかにして核不拡散規範が構成され、支配的となっていったのかについて概観する。

冷戦期に徐々に形作られた核不拡散ガバナンスは、実際に激しい冷戦対立下にあっても、核兵器の不拡散に相当程度貢献してきた。それはいかにして可能になったのだろうか。この問いに答えるべく、本報告では、核不拡散ガバナンスの①原理・規範、②原理・規範に対するアクターの支持理由、③制度、④ガバナンスを間接的に支える要素に分解して、核不拡散ガバナンスの構造を明らかにすることで、核不拡散ガバナンスが機能してきた理由を考察する。これが本報告の取り組む第二の課題である。

核不拡散ガバナンスは、冷戦終焉後、大きく揺らぐこととなった。それは、規範に焦点を当てると、いかなる意味を持つのであろうか。核不拡散規範の揺らぎについて、逸脱行為の増大、規範への支持低下、規範を支える土台掘り崩し、という三点から考察し、その意味について検討する。これが本報告の取り組む、第三の課題である。

核不拡散ガバナンスが大きく揺らぐ中、2017年には核兵器禁止条約が成立した。この条約の成立は、核不拡散ガバナンスに対していったいいかなる意味を持つのであろうか。最後に、核兵器禁止条約形成が、核不拡散規範に与えるインパクトについて考察することを通して、核不拡散ガバナンスが、今後いかなるものとなっていくのか、その展望について若干の考察を行う。

部会 7 権威主義体制国家による「国際協力」とグローバル秩序の揺らぎ ——アジア・中東・アフリカの事例から

【主旨】

中国・ロシア・中東諸国など権威主義体制国家のプレゼンス拡大に伴って自由・民主のリベラルな価値を前提とするグローバル秩序が揺らいでいる。この背景には、リベラルな価値の浸透を前提にした開発援助、人道支援、平和活動などの西欧先進諸国主導の国際協力の挫折があると整理される。

この文脈で、権威主義体制国家は、既存秩序に対する挑戦者・破壊者と位置づけられがちである。しかし先進諸国の国際協力が困難に直面する一方で、中国や中東・湾岸諸国等はリベラルな価値を再定義しつつ国際協力を強化し、権威主義体制国家による国際協力が、権威主義体制の（再）強化による国家の立て直しを担っている。

それは、第二次世界大戦、とりわけ冷戦終結後、リベラルな価値規範に基づく国際秩序を構築するために体系化されてきた国際協力において、権威主義体制国家の役割が再定義され、その結果として新たな国際秩序が生まれつつあることを意味する。言い換えれば現代の新たなグローバル秩序は、国際協力のレンズを通してみることで、その実相を解明する手がかりを得られると考えられる。

部会 7 権威主義体制国家による「国際協力」とグローバル秩序の揺らぎ ——アジア・中東・アフリカの事例から

中東諸国のアフリカにおける「国際協力」と変化する地域安全保障 ——「カタール危機」以降の動向に焦点を当てて

小林周（日本エネルギー経済研究所）

本報告では、加速する中東諸国の対アフリカ進出の背景について整理した上で、中東からアフリカに至る地域において「権威主義体制国家による／対する国際協力」がどのように行われ、それが地域の安全保障環境をどのように変化させているのかを考察する。

米国の中東におけるプレゼンスの低減に加え、サウジアラビアとイランの対立や各国内の政情変化を背景として、中東諸国は地域の安定より国益を優先させた外交・安全保障政策を進めるようになった。アフリカにおいても、従来から盛んであった食料や水資源の確保に加えて、軍事拠点の構築が積極的に進められている。また、中東からアフリカへの経済投資やインフラ開発はより戦略的に計画・実施されるようになった。

特に、豊富なエネルギー資源を持つ中東湾岸諸国や、経済発展を遂げるトルコは、アフリカへの経済開発支援を通じて政治的な影響力を拡大させるとともに、軍事拠点を構築し、競争相手となる国を排除することで、勢力圏の拡大を試みている。例えば、2017年6月以降の「カタール危機」においてみられるカタール・トルコの連携とサウジアラビア・UAE・エジプトとの対立という構図は、アフリカにおいても展開されている。また、中東からアフリカへの「国際協力」においては、国家だけでなく非国家主体も重要な役割を果たす。地域内の一部の国では国家機構が脆弱になる中で、中東諸国がそれぞれ特定の勢力に軍事・経済支援を行い、いわば「代理戦争」の構図が発生する例もみられる。

他方で、中東諸国に対して、アフリカ側が常に客体であるわけではない。むしろ、アフリカ諸国は体制維持や権益拡大のために、中東諸国に主体的に働きかけている。アフリカ諸国からみれば、「カタール危機」以降であっても、自国の利益追求のために対立する諸勢力と同時に関係を強化することは両立し得る。中東～アフリカ地域における、複雑かつ重層的に変化する地域安全保障を分析することで、「権威主義体制国家と国際協力」を考察する手がかりが得られると考えられる。

部会 7 権威主義体制国家による「国際協力」とグローバル秩序の揺らぎ ——アジア・中東・アフリカの事例から

権威主義体制国家による国際協力の含意と限界 —中国・パキスタン経済回廊をケースとして

栗田真広（防衛研究所）

中国が「一帯一路」の旗艦事業として進めるパキスタンでの大規模経済開発、中国・パキスタン経済回廊（CPEC）は、開始から早 5 年超が経過した。この間、個別のインフラ事業の遅れや、パキスタンの国際収支悪化といった問題はあれ、両国は今後もこれを推進していく姿勢を貫いてきた。

権威主義体制国家による広義の国際協力が国際秩序に与える影響を論じる上で、この CPEC は複数の点から示唆に富むものである。第一に、そうした権威主義体制国家の筆頭たる中国が、「一帯一路」の下での世界規模の経済協力を通じて何を実現しようとしているのかに関しては、中国主導の経済圏の拡大や港湾インフラ確保による軍事プレゼンス展開など様々な指摘があるが、その真意を測る上で、CPEC は重要な事例といえる。これは中国が CPEC に多大な資源を投じている点もさることながら、この事業が、中パ間の歴史的に密接な、しかし圧倒的に中国優位の関係の延長にあるがゆえに、中国にとって、受入国の意向に左右されずに自身の目標に直結する形の経済協力を追求できる素地が大きいことによる。だが逆に、第二点目として、そうした関係の上にある CPEC においてさえ、中国が追求したものの実現できていないものに着目することは、経済協力を通じて国際秩序のあり方に中国が実際に及ぼし得る影響の限界を示唆し得る。第三に、パキスタンは長らく米国などからの経済支援を享受してきた一方、CPEC 以前は、中国との関係は政治・軍事面に集中し、経済的な協力関係は薄かった。この経緯ゆえ、パキスタンの CPEC は、ガヴァナンスや民主主義といった価値の推進を重視してきた欧米の経済協力が、それらに重きを置かない中国という権威主義体制国家の経済協力に「取って代わられる」ことが持つ含意を問うケースとも言える。

本報告は、以上の問いを念頭に、権威主義体制国家による国際協力の台頭が今後の国際秩序に及ぼす影響を論じるための一つの事例研究として、パキスタンにおける CPEC を考察するものである。

部会 7 権威主義体制国家による「国際協力」とグローバル秩序の揺らぎ
——アジア・中東・アフリカの事例から

中国の特色あるリベラルな国際秩序？
—中国による「人権」外交から見る国際協力への含意

山崎周（青山学院大学）

本報告では、権威主義体制国家と国際協力の在り方を解き明かすにあたり、中国による「人権」外交に焦点を当てる。中国共産党による事実上の一党独裁体制下にある中国は、権威主義体制国家の典型であると考えられている。また、中国は、リベラルな国際秩序とは相容れない国内政策(国内の人権状況、少数民族問題など)のみならず、民主主義や人権を無視するかのような形で他の権威主義体制国家を支援する国際協力を行ってきた。そのため、中国は、従来の国際協力の理念であるリベラルな規範や価値に挑戦していると見られることもある。

その一方、近年の中国は「人権」外交を対外的に打ち出すようになっている。天安門事件後から、中国は「人権」外交に着手するようになった。そのことを象徴するかのようには、2018年には、中国外交部が編纂した中国の「人権」に関する書籍が出版された他、国務院から改革開放以降の中国の「人権」状況についての政府白書も公表された。

近年の中国による「人権」外交という事例からは、中国がリベラルな国際秩序に正面から挑戦しようとするのではなく、むしろ自らの戦略や思惑にそって、国際協力の伝統的理念であるリベラルな規範や価値を再定義しようとしていることが分かる。他方で、このような中国による行動が示唆するのは、同国はまだ将来の国際秩序や国際協力を支える新たな規範や価値を生み出すことができてはいないということである。

さらに、中国が既存のリベラルな規範や価値を再定義しようとしている根底には、国内における中国共産党の地位の維持及び強化という最大の目的がある。バリー・ブザン(Barry Buzan)が論じているように、ある国家が現状打破国(revisionist power)であるか否かを規定する要因は国内政治体制であり、中国の「一帯一路」戦略やアジア諸国への拡張主義的な進出についても、国内要因を見落とすことはできない。

部会 7 権威主義体制国家による「国際協力」とグローバル秩序の揺らぎ ——アジア・中東・アフリカの事例から

変わりゆく国際協力からみる国際秩序

本多倫彬（キャノングローバル戦略研究所）

国際協力は、自由・民主・人権などのリベラルな価値の浸透を前提に、OECD・DACのもとで開発援助の基本枠組みが、また国連のもとでPKOなどの平和活動が形成されてきた。それは、国際協力の対象にある権威主義的な途上国に対して、リベラルな思想・制度の移植を目指した取り組み、ときに植民地支配の延長とも位置づけられるものだった。

しかし、とりわけ21世紀以降、イラクやアフガニスタンなどを舞台に民主的制度・文化の導入を企図した「国際協力」の社会実験（国家建設・平和構築）は、成果をもたらしていない。この文脈において、リベラルな価値に基づく制度の移植を目指す平和構築に対する問題提起と、外部からの関与を通じて「正していく」対象とされてきた権威主義的で非民主的制度を見直す平和構築研究も進められている。

先進諸国の成長の鈍化もあり、先進諸国主導の国際協力の促進は現代においては困難となっている。また、中東・北アフリカを中心に生じたアラブの春を経て、権威主義体制国家が地域の安定に果たしていた役割が、その崩壊によって露わになった。同時に、一部では（中露・GCC諸国など）権威主義体制国家による国際協力が、権威主義体制の（再）強化を行いながら国家の立て直しを担ってきた。また中国など新興の権威主義体制国家による開発資金の量的拡大は著しい。

権威主義体制国家のこうした「実績」は、「国際協力」の担い手としての権威主義体制国家の存在感を否応なしに高めている。それは既存の国際協力枠組みへの挑戦と位置づけられる。しかしたとえば中国は、国連PKOに積極的に参加してプレゼンスを高めるなど、既存秩序を象徴する国連の枠組みで活動する側面を持つ。また米国の同盟国として関係強化を模索するサウジアラビアやトルコなど、実際には既存秩序の維持者として振る舞う動機を持つ権威主義体制国家も多い。

以上を踏まえて本報告では、国際協力（研究）からグローバルな秩序の実相を模索するアプローチについて、三名の報告を参照しつつ提示しを試みる。

共通論題 2 グローバルガバナンス最前線—グローバル・ガバナンス論の多様化

【主旨】

冷戦終結以後のグローバル・ガバナンス論の隆盛とその後の国際情勢の変容、とくに中国の台頭によるパワー・トランジションと呼ばれる国際事情の変化の中で、グローバル・ガバナンスをめぐる議論も次の段階を迎えようとしている。今回は理論とケースの両方のアプローチから新しい潮流について考えてみたい。そこで共通論題 1・2 とともにそれぞれの領域で第一線で活躍される方々にご登壇いただいた。ひとりでも多くの皆さんにご参加いただき、充実した内容の議論を期待したい。

共通論題 2 グローバルガバナンス最前線—グローバル・ガバナンス論の多様化

『理論の終焉』期のグローバル・ガバナンス分析—理論的文脈と歴史的な文脈からの再考

大矢根聡（同志社大学）

国際関係の理論もしくはイズム思考は「終焉」を迎えている——それが事実かどうか、事実ならどのような意味を持つのかを争点として、様々な議論が海外で展開している。特に European Journal of International Relations の特集号

（2013 年）は一つの分水嶺となり、論争を喚起した。今日、この「理論終焉」論に向き合うことなく、理論や理論的概念・方法を用いて国際的現象を分析するのは、いささか呑気だとの誹りを受けかねない。しかしグローバル・ガバナンスの理論的分析については、「理論終焉」論によって何が問い質され、どのような対応が必要になっているのか、本格的な検討が見当たらないようである。本報告は、その試論である。

本報告では、第一に、「理論終焉」論が何の、どのような終わりを指摘しているのか、再考する。またそれが、日本における国際関係研究にどのような意義を持つのかも、検討する。

第二に、そのような「理論終焉」論が、グローバル・ガバナンスの理論的分析にどのようなインパクトを与えるのか、与えないのかを考察する。そのための前提として、国際関係理論におけるグローバル・ガバナンス論の位相を再確認する必要がある。そこでグローバル・ガバナンス論の 4 つの理論的文脈を指摘して、それぞれが「理論終焉」論によってどのように動揺しているのか、していないのかを考えたい。

その 4 つの理論的文脈とは、①E. ハースや J. ラギー等に由来する「知識社会学の文脈」、②O. ヤングや R. コヘイン等に由来する「合理主義の文脈」、③O. チェンピールやラギー、R. コックス等に由来する「非アメリカ的・ヨーロッパ的秩序観の文脈」、④国連、地球環境協定等をめぐる実態論や政策論など、「実務的・実践的な文脈」である。

第三には、その理論的文脈と密接に関連する、歴史的な文脈の観点から考えてみる。グローバル・ガバナンス論はいわば「冷戦後プロジェクト」として、冷戦終結後のグローバルな課題に対して、冷戦終結とともに動揺した理論を越えてアプローチする試みでもあった。その冷戦終結から約 40 年が経過し、グローバル・ガバナンス論はもはや「脱・冷戦後プロジェクト」としての局面に入っている。

そこでは、従来からのトランスナショナルな NGO や企業などの活動が重要性を増すとともに、国際制度・規範の増大・強化が進み、同時に大国間政治がむしろ復活している。そのようななかで、グローバル・ガバナンス進展の「逆説」として、一方では国際制度・規範が大国間政治の道具となり、他方では、大国が国際制度・規範からの国内的脱落（domestic defection）を示すなど、変化が顕著になっている。その様相を、WTO を中心とする国際貿易ガバナンスの現状を手がかりにして、明確化してみたい。

共通論題 2 グローバルガバナンス最前線—グローバル・ガバナンス論の多様化

貿易とグローバル・ガバナンス—WTO 仲裁と世論

松村尚子（神戸大学）

貿易分野では、国家間の紛争を解決するための制度として、第三者仲裁が発達している。本研究は、この仲裁制度に対する一般の人々の認識、特に、「自国が仲裁制度を利用して貿易紛争を解決することを好ましいと思うか」について検証する。

伝統的な国際関係論の見方では、国家が第三者仲裁を利用することや、（強制力を欠く）仲裁機関の裁定を遵守することはパズルである。そこで、このパズルを解くカギとして注目されるのが、遵守を支持する市民の存在である。近年の研究では、市民は仲裁機関の国際法的な正統性を認識し、不遵守の場合の自国の評判低下を懸念して、政府に遵守を働きかけると論じられる。しかし、人々が仲裁機関に抱く認識については、実証的に明らかにされて いるとは言い難い。また、人々は仲裁機関の活動を、テレビや新聞の報道を通して知るはずであるが、仲裁裁判のメディア報道についても研究が手薄である。

そこで本研究では、世界貿易機関（WTO）の貿易紛争の仲裁制度を事例に、①仲裁案件に関するメディアの報道傾向を明らかにするとともに、②報道の内容によって、市民の WTO 仲裁への支持が影響を受けるのか、を検証する。①については、米国と日本の新聞を対象に、自国が絡む仲裁案件の記事を定量的に分析する。特に、メディア研究の「報道の負の情報への偏り（Negativity Bias）」の議論に基づき、自国が他国を訴える場合と自国が他国 から訴えられた場合の記事の数を比較し、後者の数が多いこと明らかにした。②については、①の結果をもとにサーベイ実験を行う。具体的には、自国に不利な裁判について情報を与えられた場合、市民の WTO 仲裁への支持は低下することを明らかにした。

WTO 仲裁にみられる紛争処理の第三者機関への権限移譲は、グローバル・ガバナンスの深化を示すものである。しかし、本研究の実証結果は、国際仲裁制度に対する市民の支持は常に高いとは限らず、また、市民の支持に対してメディアが大きく影響する可能性を示唆している。

共通論題2 グローバルガバナンス最前線—グローバル・ガバナンス論の多様化

核とグローバル・ガバナンス—核『による』ガバナンスと核『の』ガバナンス

秋山信将（一橋大学）

リアリズムでは、国際制度を国際政治の権力構造の付随的現象と位置づけ、国家安全保障という国家にとって最優先されるべき政策領域に対して二次的な意義しか持たないとする（Mearsheimer 2001）。確かに、主権国家にとってその存在意義を最も厳しく問われるのは安全保障の問題であり、国家の存続が問われる究極の場合、国家主権は国際法を含むあらゆる規制や規則を超越しうる。しかし、国家の存続が問われる究極の事態ではない平時においては、大国でも、その行動は、規制や規則、あるいは成文化されていない規範の制約を受け、秩序が維持されている。「グローバル・ガバナンス」の概念は、主として制度や規範に着目しつつも、政府以外にも多国籍企業や市民社会など多様なアクターが関与し、それらの間で「相反する、あるいは多様な利害関係の調整をしたり、協力的な行動をとる継続的プロセス」（Commission on Global Governance 1995）を通じて秩序維持が図られている状態を示す。それは、個別イシュー領域において形成されるレジームよりも広範な国際秩序の統治のあり方を示すものとされる（Young 1994）。制度（レジーム）とパワーはどのような関係にあるのかという問いは、グローバル・ガバナンスという概念が、安全保障の領域における議論にも妥当するのかを考察するうえで重要な命題でもある。

「核」の分野では、核兵器の分布（核保有の有無）が国際社会の権力構造を規定する重要な要素になっているのとともに、核不拡散条約（NPT）の190を超える締約国数が示すように、核兵器の拡散を防止する必要性がある（核不拡散）という政策目標が国際社会における普遍的な規範として存在し、それがNPTと国際原子力機関（IAEA）を中核とする核不拡散レジームを通じて体现されている。まさに権力構造と国際制度が並立している状況ともいえる。核をめぐるグローバル・ガバナンスのシステムは、これら権力構造とレジームの関係を把握すること抜きに理解することはできない。

しかし、それは制度が権力構造に従属することを意味するわけではない。核兵器が権力構造の規定要因であるとすれば、核不拡散レジームを通じた核兵器の拡散の規制がパワーの分布を規定し、権力構造を安定的に維持しているともいえるからである。しかも、レジームにおける秩序の維持は、強制に依拠するのではなく、参加国が自発的に規則や規範を遵守することで成り立っている側面もある。

以上のような視点から、核の存在が国際秩序にどのように影響を与え、また核によって引き起こされる国際政治上の作用がどのように管理されるのか、国際システムにおける権力構造、核不拡散を中心とした国際制度、そして技術の市場—グローバル・ガバナンスが、政府などによる管理を通じた「統制的」な統治ではなく（Rosenau and Czempiel 1992）という点で重要な視点である—という3つのドメインの態様と、それらの相互作用に着目し議論する。

【参考文献】

J. Rosenau & O. Czempiel, eds., *Governance without Government*, Cambridge University Press, 1992.

Commission on Global Governance, *Our Global Neighborhood: The Report of the Commission on Global Governance*, Oxford: Oxford University Press, 1995

O. Young, *International Governance: Protecting the Environment in a Stateless Society*, Cornell University Press, 1994.

J. J. Mearsheimer, *The Tragedy of Great Power Politics*, Norton, 2001.